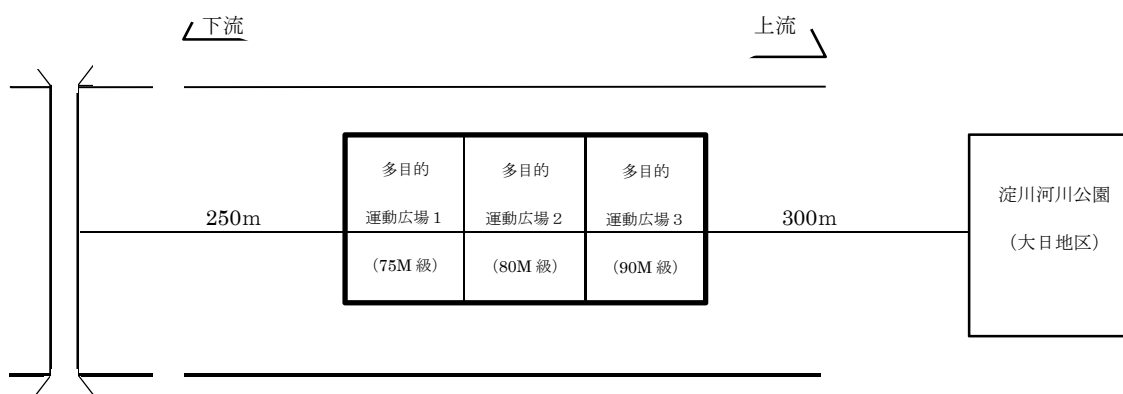


守口市淀川河川敷運動広場のご利用にあたって

■利用の案内



1 施設

- この施設は、多目的運動広場1・多目的運動広場2・多目的運動広場3からなります。

- 利用できるおもな種目

多目的運動広場1	少年軟式野球
多目的運動広場2	一般軟式野球・ソフトボール
多目的運動広場3	ソフトボール・ラグビー・サッカー

- この施設は、利用者自主管理(使用前後の整備等)をしていただきますので使用料は無料です。

2 使用時間

- 使用時間単位は、1クール2時間です。
- 4月1日から、9月30日までは午前8時から午後6時までです。(5クール)
- 10月1日から、翌年3月31日までは午前9時から午後5時までです。(4クール)

3 登録

- 登録できる資格は、構成員の半数以上が市内在住、在職及び在学する者で構成された団体です。
- 所定の団体登録書に、必要事項を記入し提出してください。
- スポーツ障害保険の、保険証書のコピーを添付してください。

4 受付・申込

- 受付時間は、午前9時から午後8時までです。
- 受付場所は、守口市民体育館です。
- 申込するときは、団体登録書を提示してください。

5 その他

- 駐車場の利用は、予め受付で許可証を受け取ってください。
- その他、詳細についての問い合わせ先は、下記へお願いいたします。

守口市民体育館 守口市河原町9番2号 電話 06-6992-8201